

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 委託要項

令和3年1月28日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

障害のある児童生徒等に対する学習上のICTの活用は、文字の拡大や音声読み上げ機能等の活用により、学習内容に対する理解が深まるなどの効果が期待できるほか、遠隔による指導の体制が充実すれば、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中で入院生活を余儀なくされているため通学できないなどの状況にある児童生徒に対する学びの保障につながることも期待される。GIGAスクール構想の実現により1人1台端末が整備される中、障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法による学びの充実が求められている。

また、テレワーク・在宅勤務など、働き方も大きく変化しており、障害のある生徒等に対して、新しい働き方を踏まえた進路選択を想定した指導や支援が求められている。

これらを踏まえ、ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実を図るための事業を行う。

2. 委託事業の内容

委託を受けた団体等は、以下の事業を実施する。詳細については、公募要領に別途定める。

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

- ①ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究
- ②ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
- ③文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究
- ④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

3. 事業の委託先

文部科学省は、事業の実施を以下の団体等に委託する。

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

- ①ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・市町村教育委員会
 - ・国公立大学・短期大学の設置者
- ②ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
- ③文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

- ・民間団体
- ④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業
- ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
- ・市町村教育委員会

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度末（当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直近の平日とする。）までとする。ただし、事業の実績、予算の状況等を勘案し、本事業における実績及び翌年度以降の事業実施計画書を基に審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合、指定の期間において、引き続き契約を締結することができる。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国公立大学・短期大学の設置者、民間団体は、2. に示した事業内容ごとに事業実施計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業実施計画書の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会、国公立大学・短期大学の設置者、民間団体と委託契約書を交わし、事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、図書購入費、会議費、通信運搬費、雑務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、受託団体の請求により支払うものとする。ただし、受託団体が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、委託契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 受託団体は契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 受託団体は契約締結後、事業の実施過程において、事業実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、経費区分間の流用で経費区分間で増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合については、この限りではない。
- (5) 受託団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (6) 文部科学省は、受託団体が当該委託要項、委託契約書又は委託事業事務処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一

部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると文部科学省が認めるものについては、再委託することができる。ただし、本事業の全部を再委託することはできない。

8. 事業完了（廃止等）及び成果の報告

受託団体は、本事業が完了したとき、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、完了又は廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日、又は当該年度末（当該年度末が土・日曜日、祝日の場合はその直近の平日とする。）のいずれか早い日までに、委託事業完了（廃止等）報告書を作成し、文部科学省に提出しなければならない。

また、支出を証する書類の写並びに事業で得られた成果を取りまとめた成果報告書については、文部科学省が指定する期日までに提出するものとする。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、8.により提出された委託事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、受託団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、事業の推進に資するため、必要に応じ、受託団体の担当者及び指定校の代表者等による連絡協議会を開催する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (5) 本事業の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）については、原則として文部科学省に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途文部科学省と協議すること。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。